収　受
令和　-7.7.22
吹田市
環境保全指導課

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年7月16日

吹田市長　　殿

提出者

住所　大阪府吹田市川園町１－２

氏名　社会福祉法人恩賜財団　大阪府済生会吹田病院
院長　　島　俊英

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０６（６３８２）１５２１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団　大阪府済生会吹田病院
事業場の所在地	大阪府吹田市川園町１－２
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	**別紙４，５のとおり**
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

（管理体制図）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項　　**別紙４，５のとおり**

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】　**別紙４，５のとおり**

特別管理産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

	②計画	【目標】	別紙４，５のとおり	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組）		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（　　年度）実績】	別紙４，５のとおり	
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	t	
		（今後実施する予定の取組等）		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに，全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙4（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）
現状：前年度（ 2024 年度）実績量
計画：今年度（ 2025 年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項
コード	名 称	排出量（前年度実績値の①）		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の②+⑧）		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の⑤）		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の⑦）		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量（前年度実績値の③+⑨）		全処理委託量（前年度実績値の⑩）		優良認定処理業者への処理委託量（前年度実績値の⑪）		再生利用業者への処理委託量（前年度実績値の⑫）		認定熱回収業者への処理委託量（前年度実績値の⑬）		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（前年度実績値の⑭）		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
7000	引火性廃油																					
7010	引火性廃油（有害）	0.490	0.485									0.490	0.485	0.490	0.485					0.490	0.485	
7100	強酸																					
7110	強酸（有害）																					
7200	強アルカリ																					
7210	強アルカリ（有害）																					
7300	感染性廃棄物	170.510	168.805									170.510	168.805	170.510	168.805					170.510	168.805	
7410	廃PCB等																					
7411	廃PCB																					
7412	PCB汚染物																					
7413	PCB処理物																					
合計		171.000	169.290	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	171.000	169.290	171.000	169.290	0.000	0.000	0.000	0.000	171.000	169.290	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り，空欄へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙５（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1　当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	８３：医療業
②事業の規模	４４０床
③従業員数	１，０８６人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

2　特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙のとおり

3　特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 委託基準を遵守できる産業廃棄物処理業者を選定し処理状況を現地確認を行った。
②計画	（今後実施する予定の取組） これまでの取組の現状維持。更に廃棄物１％削減を目標に掲げ、関連法律に基づき適正処理に努める。

4　特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 医療従事者への教育（感染性廃棄物に関する講習）を行い、適正分別に努めている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持。

5　自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6　自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7　自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8　特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 委託基準を厳守でき尚且つ優良認定を受けている廃棄物処理業者を選定する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状維持。

9　電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 令和２年度より電子マニフェストを運用している。

引火性廃油(有害)

1. 各病棟、各外来、各部署で仕分け保管
2. 各保管場所から掃除業者が収集、地下1階の一時保管場所に運搬
3. 地下1階の一時保管場所から運搬業者が中間処分地に運搬
4. **中間処分地で焼却処理**

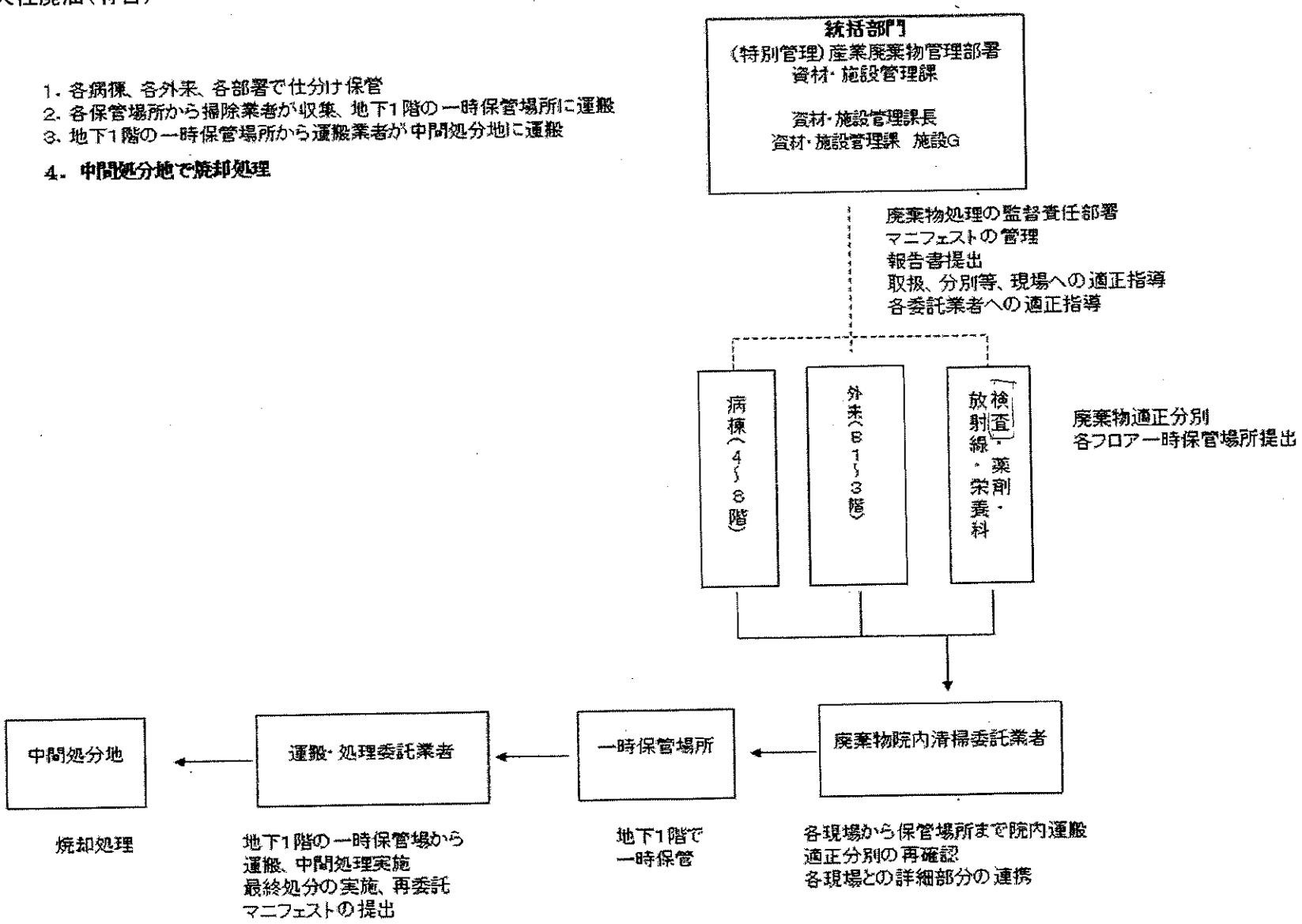

感染性廃棄物

1. 各病棟、各外来、各部署で仕分け保管
2. 各保管場所から掃除業者が収集、地下1階の一時保管場所に運搬
3. 地下1階の一時保管場所から運搬業者が中間処分地に運搬
4. **中間処分地で焼却処理**

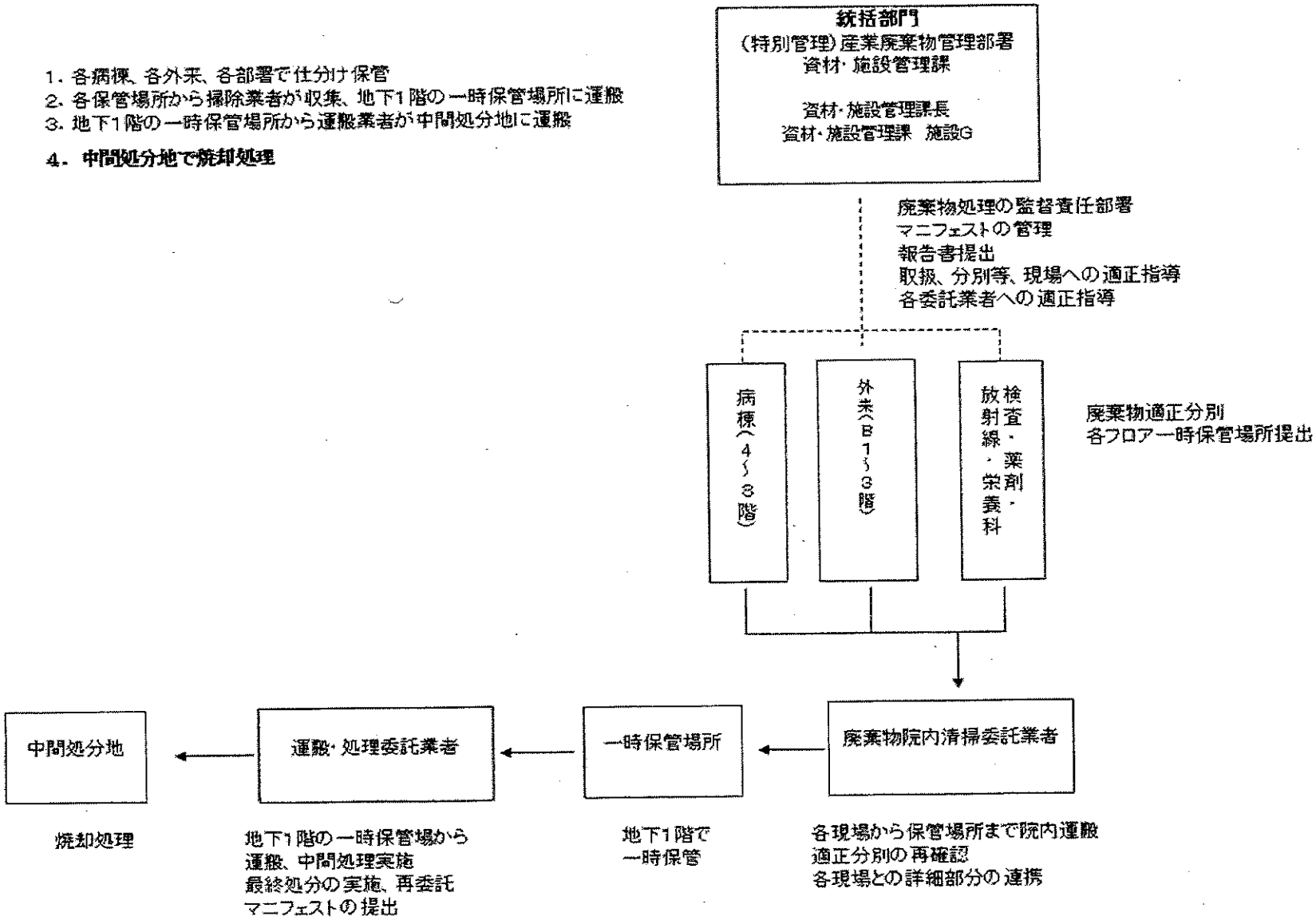

【組織図】

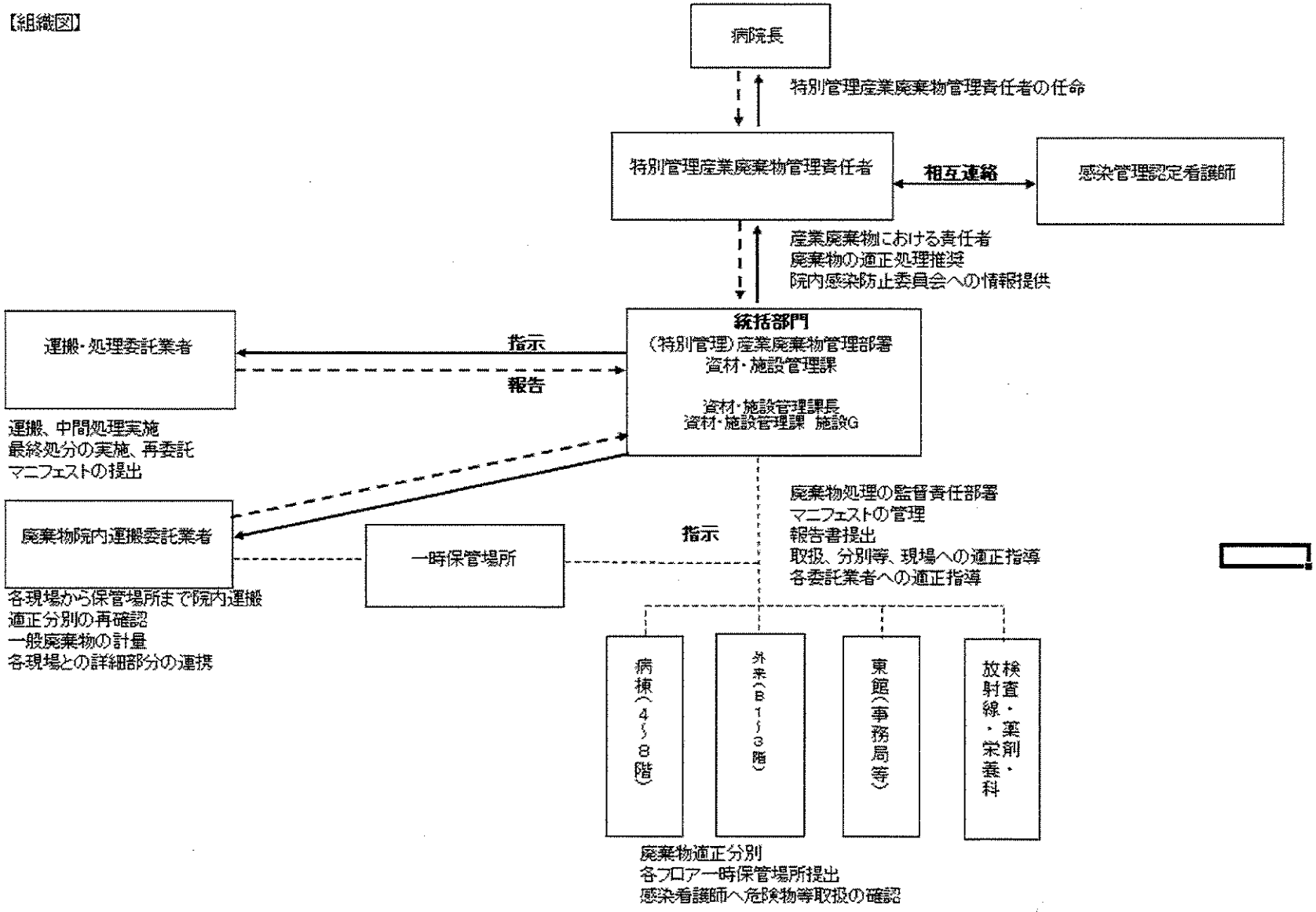
病院長
特別管理産業廃棄物管理責任者の任命
特別管理産業廃棄物管理責任者
相互連絡
感染管理認定看護師
産業廃棄物における責任者
廃棄物の適正処理推奨
院内感染防止委員会への情報提供
運搬・処理委託業者
指示
報告
統括部門
(特別管理)産業廃棄物管理部署
資材・施設管理課
資材・施設管理課長
資材・施設管理課 施設G
運搬、中間処理実施
最終処分の実施、再委託
マニフェストの提出
廃棄物院内運搬委託業者
一時保管場所
指示
廃棄物処理の監督責任部署
マニフェストの管理
報告書提出
取扱、分別等、現場への適正指導
各委託業者への適正指導
各現場から保管場所まで院内運搬
適正分別の再確認
一般廃棄物の計量
各現場との詳細部分の連携
病棟(4～8階)
外来(B1～3階)
東館(事務局等)
検査・薬剤・放射線・栄養科
廃棄物適正分別
各フロア一時保管場所提出
感染看護師へ危険物等取扱の確認